

○環境省令第二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の規定に基づき、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

環境大臣 浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(法第二条第七項の環境省令で定める銃器、網又はわな) 第二条 法第二条第七項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。 一〇三 (略) (狩猟鳥獣) 第三条 法第二条第八項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。 (鳥獣の保護に支障がないと認められる行為) 第三十八条 法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 一〇三 (略) 四 令第三条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ〇ワ (略) (特別保護地区における行為の許可申請等) 第三十九条 法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 一〇五 (略) 六 行為の施行方法(令第三条各号に掲げる行為にあつては、その行為の方法)	(法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわな) 第二条 法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。 一〇三 (略) (狩猟鳥獣) 第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。 (鳥獣の保護に支障がないと認められる行為) 第三十八条 法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 一〇三 (略) 四 令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ〇ワ (略) (特別保護地区における行為の許可申請等) 第三十九条 法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 一〇五 (略) 六 行為の施行方法(令第二条各号に掲げる行為にあつては、その行為の方法)

七 (略)

2・3 (略)

(危険鳥獣に類する鳥獣)

第四十一条の二 令第四条第一項第三号の環境省令で定める鳥獣は

、 *Cervus nippon* (ニホンジカ) とする。

(緊急銃猟を実施する者の要件)

第四十一条の三 令第四条第一項第四号の環境省令で定める射撃の

技能は、射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から半径五・〇センチメートルの円内（ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く。）にあつては、標的の中心から半径二・五センチメートルの円内）に弾丸を全て命中させる技能又はこれと同等の技能とする。この場合においては、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のうその他これに類するものに依託する場合を含む。）は問わない。

2 令第四条第一項第四号の環境省令で定める講習は、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等に関する講習であつて、五時間以上のものとする。

(通行の禁止又は制限)

第四十一条の四 令第五条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 通行を禁止し、又は制限する場所

七 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 二 通行の禁止にあつては、その期間
 - 三 通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

2 令第五条第四項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（補償請求）

第四十一条の五 法第三十四条の六第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出して行うものとする。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

第四十一条の六 （略）

（猟区管理規程）

第七十五条 令第六条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一～六 （略）

（公聴会）

第七十九条 環境大臣は、法第二条第十一項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において

（新設）

第四十一条の二 （略）

（猟区管理規程）

第七十五条 令第三条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一～六 （略）

（公聴会）

第七十九条 環境大臣は、法第二条第十項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意

意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 2～11 （略） 様式第二十一（第七十七条関係） （表面） （略） （裏面）	意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 2～11 （略） 様式第二十一（第七十七条関係） （表面） （略） （裏面）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい、 第 75 条 （略） 2～6 （略） 第 86 条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) ～ <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> 第 75 条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 <u>(11)</u>・<u>(12)</u> （略）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい、 第 75 条 （略） 2～6 （略） 第 86 条 次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>は、30 万円以下の罰金に処する。 (1) ～ <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> 第 75 条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした<u>者</u> <u>(10)</u>・<u>(11)</u> （略）

（環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条 環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関

する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。